

委員会意見に基づく検討事案

1 「信託」について	
該当条項・ 解説	<p>【第1条、第9条～11条】</p> <p>【条文と解説 P4】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>なお、この条例における「信託」とは、選挙によって市長及び議員が選ばれるということにかぎらず、信頼して任せることを意味しています。</p> </div>
委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの文に二つの主語（市民・選挙）が入っている。 ・令和2年度に設置された検討委員会では、市民の定義が広いことと、選挙を想起させる議員と市長の条項との整合性を図る必要があるとして提言に盛り込んだ経緯がある。 ・議員と市長の場合でも、投票していない人が選ばれる場合もあり、その場合も「(自分では選んでいないが) 信頼して任せる」となる。
検討	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に設置された検討委員会の経緯を踏まえると、選挙との関連性についてわかるように説明する必要がある。 ・主語の混在は望ましくない。 ・第9条の「信託」は、選挙による信託を意味し、第1条、10条、11条は信頼して任せるという意味と受け取れる。
事務局案	<p>案1主語がわかるように字句修正</p> <p>→・・・「信託」とは、選挙によって有権者が市長及び議員を<u>選ぶ</u>ということにかぎらず、<u>市民が</u>信頼して任せることを意味しています。</p> <p>案2別枠の「ポイント」扱いとして詳しく説明</p> <p>→ ポイント 信託</p> <p>この条例における「市民」には、住民票や選挙権の有無にかぎらず、市内への通勤者などのまちづくりに関係が深いと考えられる人たちも含まれます。(第2条参照)。そのため、第1条の「市民の信託」、第10条の「市民の信託」、第11条の「市民から信託」における信託は、選挙で選ぶことにより任せるという狭義の意味にかぎらず、市民が信頼して任せることを意味しています。</p>

2 条例の位置付け図

<p>該当条項・ 解説</p>	<p>【第5条】 【条例と解説 P1】</p>
<p>委員会意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最高規範なのに、レイアウト上、他の条例の上に位置していない。 ・自治基本条例の枠内に「江別市の最高規範」と入れてはどうか。 ・国が定める憲法や法律と、市が定める最高規範としての位置づけを分けて図示してはどうか。そうした場合の見やすさはどうか。
<p>事務局案</p>	<p style="text-align: center;">日本国憲法</p> <p style="text-align: center;">第 92 条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基 いて、法律でこれを定める。 第 94 条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執 行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p> <p style="text-align: center;">地方自治法</p> <p style="text-align: center;">第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の 事務に関し、条例を制定することができる。(第 1 項)</p> <p style="text-align: center;">江別市自治基本条例 (江別市の最高規範)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">江別市市民参加条例</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">江別市議会基本条例</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">江別市行政手続条例</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">江別市情報公開条例</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">江別市個人情報情報の保護 に関する法律施行条例</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">その他の条例</div> </div> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">それぞれの条例に基づく事務手続きに係る規則・要綱等</p> <div style="position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: 2em;">}</div> <div style="position: absolute; right: 0; top: 10%; border: 1px solid black; padding: 5px;">国</div> <div style="position: absolute; right: 0; top: 55%; border: 1px solid black; padding: 5px;">市</div>

3 市民の責務についての解説文

該当条項・ 解説	<p>【第7条】</p> <p>【条文と解説 P7】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方分権の時代を迎え、各自治体は地域の実情に合ったまちづくりを進めていかなければなりません。市民一人ひとりが市政に関心を持ち、地域の一員としてまちの発展に努めることが大切です。</p> </div>
委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・前段の文章は「市民」が主語なのに、急に「各自治体は・・・」と主語が変わり、違和感がある。 ・江別だけじゃなく他の自治体もある中で、それぞれの地域の実情に合ったまちづくりが求められており、それを前提としたうえで「市民一人ひとりが・・・」とつながることに違和感はない。「まちづくりを進めていくことを前提に」と変更、もしくは「そのため、」と接続詞をつけてはどうか。 ・文章の前後の順番を変えてはどうか。 ・地方分権という言葉を使用する必要はあるか。 ・「各自治体は」という言葉がなくても通じる。
検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の実情にあったまちづくりを進める」ことが、市民の責務の動機付けの一つであることから、趣旨は残したい。 ・「自治体の責務」としてではなく、目指すまちづくりの方向性として表現する。 ・地方分権に端を発し、地域の特色を生かしたまちづくりが進んできた経過があるものの、提唱されてから30年が過ぎており、「地方分権の時代を迎え」に違和感
事務局案	<p>案1「各自治体は」を削り、一文で表す。</p> <p>➡<u>地方分権の趣旨を踏まえ、地域の実情に合ったまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが市政に関心を持ち、地域の一員としてまちの発展に努めることが大切です。</u></p> <p>案2文章の前後を変える。</p> <p>➡<u>市民一人ひとりが市政に関心を持ち、地域の一員としてまちの発展に努めることで、地域の実情に合ったまちづくりの実現につながります。</u></p>

4 事業者の範囲

該当条項・ 解説	<p>【第8条】</p> <p>【条文と解説 P8】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者は、事業活動の内容や規模に伴い地域への影響力があることから、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割が期待されています。</p> <p>このため、事業者は、地域社会との関わりや地域社会活動への参加に関して理解を深めるとともに、法令遵守の徹底や環境の保全など、地域社会に貢献していくことが望まれています。</p> <p>なお、「事業者」には、株式会社などの営利法人だけでなく、学校法人や社会福祉法人などの公益法人も含まれます。</p> </div>
委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の定義に事業者は含まれているのに、第8条は事業者だけを特別に取り上げている。 ・時代背景から、企業の社会的責任が強く求められ、地域貢献の意義を記すものとして特記しているのではないか。 ・事業者にはボランティア団体や市民活動団体は入らないのか。 ・介護、医療、交通などの事業者へ責務を呼びかけたほうが良いのではないか。
検討	<p>【制定審査委員会における議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の責務としての規定は、「市民の責務に『上乗せ』している」という意見もあったが、「企業は、本来会社の利益を追求するものだが、条例の中で地域の一員として意識してほしい」との意見もあった。 ・委員会としては、「事業者への期待には様々なものがあるが、自治運営の担い手として、市民とともに条例に規定することの必要性がある」とまとめられた。 <p>【検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8条は事業者に対し、第7条の市民の責務に上乗せしているものであり、ボランティア団体や市民活動団体を事業者に含めることは、より一層の努力を求めることにつながってしまうのではないか。 ・「市民」である事業者について、あえて規定を設けていることへの説明が必要
事務局案	<p>案 事業者に法人格のない団体は含めず、規定を設けた理由を付記</p> <p>➡事業者は「<u>市民</u>」に含まれますが、<u>事業活動の内容や規模に伴い地域への影響力が大きいことから、本規定が設けられています。</u></p> <p>事業者には、<u>地域社会との関わりや地域社会活動への参加に関して理解を深めるとともに、法令遵守の徹底や環境の保全など、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割が期待されています。</u></p> <p>なお、「事業者」には、株式会社などの営利法人だけでなく、学校法人や社会福祉法人、<u>医療法人、NPO 法人</u>などの公益法人も含まれます。</p>

5 職員の役割と責務についての解説文

該当条項・ 解説	<p>【第12条】 【条文と解説 P11】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市政を運営するうえで、実際に市民と接し、行政サービスの提供やまちづくりを行う市の職員には、次のような役割と責務があります。</p> </div>
委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・第11条の市長の役割と責務において、職員は市長の補助機関であることを明記しているため、第12条の必要性に疑義がある。 ・職員の立場は補助機関であるが、市民の視点からすると、職員には意識をもって職務を行ってほしいと考える。 ・本条は、職員がどのような意識で職務に当たるべきかを明記しているものであり、重要な条項である。 ・この条項を設けている意義を、解説した方がよいのではないか。
検討	<ul style="list-style-type: none"> ・第12条の規定はそのままに、解説で条項の意義について記す。
事務局案	<p>案 解説で条項を設けた意義に触れる。</p> <p>→第12条では、<u>実際に市民と接し、行政サービスの提供やまちづくりを行う市の職員が、職務の遂行にあたり、どのような姿勢で臨むべきかを規定しています。</u></p>

6 市民参加についての解説文

<p>該当条項・ 解説</p>	<p>【第24条】 【条文と解説 P19】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>まちづくりの主体は市民であり、「自ら考え、行動すること」を市民自治の基本としています。そのため、市は市民自治の基本原則の1つである、市民参加を推進するために制度の充実に努める必要があります。</p> <p>市は、市の基本的な事項を定める計画や、広く市民が利用する大規模な公共施設を設置する計画を策定するとき、市民生活に大きな影響を及ぼす制度を導入するときなどは、市民参加の手続きを実施して市民の意見を適切に反映させるよう努めなければなりません。</p> <p>そして、その市民参加において市民が、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等が原因で不利益を受けることがないように配慮しなければなりません。</p> <p>平成27年に制定した「江別市市民参加条例」において市民参加の手続きに関し必要な事項を定めています。</p> </div>
<p>委員会意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本条項に基づいて制定された江別市市民参加条例第4条に市民参加の対象が規定されているが、市民参加についてはもっと広範に捉えるべきであり、自治基本条例の条文と解説の表現について検討するべきと考える。 ・ 条文と解説において、市民参加には広義の意味もあるという趣旨の一文を加筆する方法もある。 ・ 市民参加条例の詳細を検討するより、自治基本条例の条文と解説の中で幅広に整理をすると良い。 ・ 条文と解説において、市民参加の方法が列記されることで、その方法が限定されているとの印象からハードルの高さにつながる可能性があるため、少し抽象的な表現でも良いのではないかと。 ・ 複雑になりすぎない程度に、一般の市民に分かりやすい自治基本条例、市民参加条例であるべき。 ・ 広義の意味の市民参加には様々なものがあるが、市民参加条例に定めている手法は、市政に参加するための市民参加の手法であるという表現で表すとよいのではないかと。

<p>検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加について、国などによる一般的な定義が見当たらない。 ・一般的に、「市民が参加する」という言葉の使い方として、市民の声や情報公開請求などが「市民参加」の広義の意味で含まれ得ることは理解できる。 ・江別市の自治基本条例は、市民自治を進めるために必要なことを各条項で定めており、市民の声や情報公開は、それぞれ情報共有に分類されていると解釈できる。 ・条例における市民自治の基本原則において「情報共有」「市民参加・協働」「信託と責任」に分かれており、広義の意味の市民参加に、情報共有に分類される市民の声や情報公開が含まれると記載することが、条例をわかりやすく説明することにつながるのかについて検討が必要。 ・第24条第2項において「政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進」とし、ここで言う「市民参加」は市政への参加に限っている。また、「市民参加条例」は、それに基づき、市政への参加の手続きを定めていると解釈でき、現解説に矛盾はない。
<p>事務局案</p>	<p>案 本条例における「市民参加」について追記</p> <p>→まちづくりの主体は市民であり、「自ら考え、行動すること」を市民自治の基本としています。そのため、市は市民自治の基本原則の1つである、市民参加を推進するために制度の充実に努める必要があります。</p> <p><u>市民参加という言葉には法律で定めるような一般的な定義はなく、幅広い捉え方ができますが、本条例では、政策の立案や実施、評価の段階における市政への市民参加という意味で用いています。</u></p> <p>市は、市の基本的な事項を定める計画や、広く市民が利用する大規模な公共施設を設置する計画を策定するとき、市民生活に大きな影響を及ぼす制度を導入するときなどは、市民参加の手続きを実施して市民の意見を適切に反映させるよう努めなければなりません。</p> <p>そして、その市民参加において市民が、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等が原因で不利益を受けることがないよう配慮しなければなりません。</p> <p>平成27年に制定した「江別市市民参加条例」において市民参加の手続きに関し必要な事項を定めています。</p>